

介護職員等の処遇改善について

◆算定加算

- 1、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を算定しています。
- 2、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）を算定しています。
- 3、介護職員等ベースアップ等支援加算を算定しています。

◆賃金以外の処遇改善方法について下記の通り取り組んでいます。

- 1、資質の向上やキャリアアップに向けた支援
介護福祉士取得を目指すものに対する実務者研修講座の受講支援
専門性の高い技術を取得しようとするものに対する喀痰吸引等研修講座の受講支援
- 2、両立支援・多様な働き方の推進
職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換制度の整備
- 3、腰痛を含む心身の健康管理
事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
- 4、生産性向上のための業務改善の取り組み
タブレット端末等の ICT 活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
- 5、やりがい・働きがいの醸成
ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善